

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	再生利用が確実である一般廃棄物の収集運搬業者に対する指定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 (1) 再生活用（再生利用のために一般廃棄物の処分を行うこと。以下同じ。）を業として行う者が自ら行い、又は再生活用を業として行う者から委託を受けて行うものであること。 (2) 対象一般廃棄物の排出事業者（以下「排出事業者」という。）から、再生輸送（再生利用のために一般廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。）に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等、当該再生輸送業が営利を目的としないものであること。 (3) 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 第 1 号及び第 2 号に適合する施設及び能力を有すること。 (4) 収集し、又は運搬する対象一般廃棄物が、すべて再生活用を行う施設に搬入されること。 (5) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。 (6) 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 10 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	再生利用が確実である一般廃棄物の処分業者に対する指定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 3 第 2 号

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 3 第 2 号
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 (1) 排出事業者から再生活用（再生利用のために一般廃棄物の処分を行うこと。以下同じ。）に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等、当該再生活用業が営利を目的としないものであること。 (2) 申請者と排出事業者との間に対象一般廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立し、かつ、その取引関係に継続性があると認められること。 (3) 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 4 第 1 号に適合する施設及び能力を有すること。 (4) 引き取る対象一般廃棄物がすべて再生の用に供されること。 (5) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。 (6) 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 15 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日